令和３年度　第２回基幹相談支援センター運営委員会　概要

日　　時：令和４年２月14日（月）１４：３０～１６：10

場　　所：オンライン

出席者：12名　運営委員：近藤委員、重泉委員、荒川委員、
金澤委員、灰野委員、笹谷委員
（事務局：障がい福祉課２名、ワン・オー4名）

次第

1　令和３年度の事業報告について、ワン・オールから報告と質疑応答

2　基幹相談支援センターとしての中立性、業務の進め方、業務内容に関する各委員からの意見

扱われた内容（令和３年度事業報告に準じて報告）

・個別相談支援業務

⇒個別相談支援の実績や傾向について報告。

・委託相談支援事業の支援業務

⇒　新任職員研修、共催研修の概要、オンラインの活用について報告。

⇒　計画相談支援マニュアルの周知、活用に向けた取組みについて報告。

・計画相談支援の推進業務

⇒　計画相談支援等マニュアル改訂への協力について報告。

・地域相談支援の推進業務

⇒　地域移行の個別支援の経過や、普及啓発活動、コロナ禍での活動内容について報告。

⇒　地域相談支援マニュアル改訂への協力について報告。

・障がい当事者による相談支援活動の支援業務

⇒　ピアサポーター配置事業所意見交換会で共有された課題整理への参画について報告。

⇒　ピアサポート体制加算等の算定に必要な研修企画へ参画について報告。

・札幌市自立支援協議会の事務局業務

⇒事務局業務および地域部会について報告。

・誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務の推進と周知活動

⇒　各区担当課、関係機関への周知活動について報告。

⇒　町内会支援の一環としての周知動画の作成と、各区に配置されている地域支援員との連携について。

等

運営委員からの意見

＜個別相談支援業務に関して＞

・オンラインの活用は、市外からの転入相談の際にも有効である。

＜委託相談支援事業の支援業務、計画相談支援の推進業務に関して＞

・オンラインでの研修実施について、リモート環境に不慣れな参加者も想定した研修の工夫が必要である。

・指定相談の後方支援は、委託相談が行い、委託相談支援の後方支援を基幹相談支援が担うという仕組みを明確にすべきである。

・計画相談の推進業務を担うことで、指定相談との連携が強く印象づけられる。委託相談の後方支援業務と両立しがたい業務である。

・委託相談の後方支援を優先し、計画相談の推進業務についてはボリュームを減らしてもよいのではないか。

・委託相談の後方支援の一環である、委託相談では受けにくい個別支援を行う際には、各区の委託相談支援事業所へ引き継ぎをする期間を、2～3ヶ月前から事前予告をし、一緒に考える時間を持てると良い。

・委託相談の後方支援として、虐待や権利擁護の個別支援を行う際のソーシャルワークの後方支援を必要としている委託相談もあるのではないか。

＜地域相談支援の推進業務、障がい当事者による相談支援活動の支援業務に関して＞

・ピアサポーター配置事業所意見交換会の相談支援部会への位置づけについて、期間を明確にし、目的を持って議論を進めてほしい。行政も一緒に推進をしてほしい。

＜誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務に関して＞

・各区に配置されている、地域支援員の業務と重なる部分もあるため、会議での発信や連携を続けてほしい。

・社会福祉協議会が発行する広報誌に業務の周知を掲載することも可能であるため、各区の自立支援協議会に参加している区社協と相談をしてほしい。

・コロナ禍で町内会も集合研修等ができない時期であるため、動画は活動のきっかけに有効である。

＜その他＞

・札幌市の中の福祉の取組を、広く市民に理解をしてもらえるような取組が必要である。

・基幹相談への指定相談からの出向について、出向の効果や役割が見える形とならないと、混乱を招くのではないか。

・指定相談、委託相談、基幹相談それぞれの役割の整理が必要である。

・「障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについての中間整理」で触れられている基幹相談の役割も参考にしながら、基幹相談の役割を、負担が増えるだけではなく、うまく整理をしながら動きやすい形で進めてもらえたら。

等